諸人をうひ去れるも和有相ふ以ふものなり和付ハ云者も
生ずるものもとも小悪名を汚るなり人の家の滅亡するハ
主人部下小勢偽ーなり家老一人ゆて賊を養ひ奢侈きた
す家の運の衰亡と知るべし

一又 上意ふ有ふ云吟さるるもの大賞法度所下賜の者也しを
云て家老たの者ふ法ふ称ふは者奢侈ー家中の
諸侍ふ及の外意外ー分国の不勢家中の役料金銀米穀の
事ゆて手ゆ渡也とて家中をけり諸人をたゝ作ふ
仕事ー事ゆてハ山家中の諸人安堵仕示事ゆ付
手ハ渡とあり ひ安堵やーなり小勢なる者たハ楚忽なる事云
出法度所ふ云ふ是ゆ上源元のこなふまゝあらけをひふ法ひ
てを口惜き事ゆ思ひ是ふ前の扶を仕法ハ地頭とあり ひ
実像をいを法ふ勇功の者ハ手ふ財ー四ー事ゆ為ーて三人
の給ふる者の悪事ハ家老武功の士接用も豆ふ和ゆ為て云第ゆ
ーを法度所ふハ人をうけ已ゆ智恵有相ふ人法者の余ゆふ
あるまゝ方便ゆてーて法ふ勇を失ひゆ法ふ仮和も
人をうけとあり ゆて給和ふ天下の諸大名まゝゆふ切ー も
偽者き方便ーて天下の人ふ笑りまと相軍の名をけさるゆ
元来人ふ心ふ良智とふるの有て云恵形正ハ大ふ法ハ新ふ
形ハ御ゆき事ゆてハ中ゆたゝゆさまぬものゆとゆ法ふ国ふ仕法
云をひて心ふ悪ゆまハ悪と云ふ国ふ法有ても人云ゆまハ
云と知るものゆ切も偽ふゆ事ゆ昔をゆ今を顧云ふ人

修法き附ハ主家を破り身を失ふ所なる者修法き附ハ主の家
を亡し身を失ふ為して奢侈き者ハ必然滅亡する利にのうつけ
ものなり物多ふ法を有て物のつよ人のうや博ふこと徳の
なるなれ也う風俗を身人ふうやはりまんるふうとたりふて
人を偽り孤り院の風をかなとしるふ主をうけふ為て人を如し
ことの中のうさ偏ひ怪奮をのこ一寸先をきとさうを能者也と
ひやこと人の弟を挑撥主身さを或を強役人とのこ也事年意
有様ふ人ハ家中をいさ先強士を嘉ふ不忠出る事を顧さう
ハ色奢りて若ふ忠なき小人なり然物多を顧て我心をして
心ふ主人をよ修も不忠も悪逆をも皆已多あるまて利益
なりと思ふり出るて忠にとうハ物多智ふはこまて私をなり
ものの智をうりて能く人の善悪邪正を弁へ知るふなり想して
主君の者家中の士を善一政道ふ任昔貴なるく士へう
氏百姓町人等をも恵み下のいやふ和ふ事を安り強人の脇ふ
不を行ハ人物ひ身て天下業事なり是を久して大多ハ一味を
小人まこハ悪こ金銀を愛ふたこい世ふ附ハ人数失て必家亡ろ
そいやーさ人氏なりとて水石ふ行ふまて いるーむ（ふまを秀去
晩ーふ府伊兵の市家業（市ふ所分の者出家山伏御人町人
巡礼ふ切一百姓まて池出るて家ハ者この仕金ふ仕様を油断ろ
役ふハ若人の懈まて悪人侍人の事を可ふさる様ふさるう者一の
右節なりさ是ハ孔子の河ふも人のこを知ふとうを（さを
人を不知をうを（よとのこ侍ーり人を知るハ智恵なり人 を

古人とも云ば拙人の依怙贔屓の私を去て人の心底の是悪を
をのゝ辨へ一通りとゝのゝ為ん事を又古法を人に通ず
故に古法を全ハ大なる誤にて新法と又通ず
んとおもふ一てハ古法を捨ん心ハ全くなる者あり然ル
ゝ新法

一想て政道に法ハ古の曲人の工夫ハ
ける事を長六人撰ぶ人と定るゝ一統ハ京さ一と統業の
ゝて奥州にて為ても習ふ会を曲人のまを定る法と
いふて統政をハけを一又初つゝて拙ハ事ハ
ゝ為ふ選さまて古法を元先ひ家を破るゝて古法を破り新
法をゝて利にゝて為る心根ハ法けをのゝさて悪心深き者ゝ
ゝ為を言ゝて為ん事を曲人を一の細工仕事とゝふて
たゝ人ハ事を六人と定る曲人を考まゝて我細工て
拙るゝて事の表を長七人撰ぶ人にて古人ハゝつける仕様
長ふ事人撰ふ事人の撰を考ふまゝとゝふまゝて事ハゝつく
家ふ為ても習ふ会ぬゝて為るのゝて曲人を考ふる政ハ
為ゝ為別ゝてを一て新法新法を用ひ統て天命ふ背て家
元ゝて子細ハ家の元祖天下国家を始て永祖の文智有し
ゝ上人変世間の事ふ用意一後世の為ふ夜の用をも会ゝた
若為を一て政道を定りを我為ての私の智を以て稚主を
立後強ふ怪者ふ怪者ふたゝゝて為ゝ先祖をけつゝ為ば
天ふ拙ゝまゝて一て有つゝて為ゝも新法を立ゝまゝて考ハ

こと先祖の恩分を忘て国郡を乗続きて大恩を知らず家法
を守り法人を尊みかたくやうに法るハて下一の古医源き人を
仰ぎ上向をうらやむやうにも家中ふうと酒を氏子をむるハ
大悪人をうらやうを入若と不若を知るみよ金銀を集て法人
をうらやうとなるハ禍の元を金銀を蓄て人を集るハ色
家の長久を乱悪を家中の根を人の和ハ花実を根を能
養ひ花も実も年と出るを家を尊て出根を法くせよ
根を法くせるハ古法を守り奢をうらやうを悪を家の根元と定る
べし

一又 上意ハ天下を治るハ賞罰の二つを賞ハ善を賞をうらやう
善を賞せさるハ善人をうらやう罰とハ悪をこらしむるを悪を
悪を罰せさるハ天下の悪人ハうらやうをなを者一修者を大小上下と
なく法を別るうを外ハ法をなを有ふるなく何事も為ふたく
らべて政をなくなるとハ毒虫ハ喰ふさるもの者ハ
いくらもなくなるを別切て捨ハ切口やうて食てなを
悪をなくなるを切て亡府ハ毒ハ毒液ふて
死るをけてなく奢者を吸味してなびくなる先ふ見をよく
立去て天下を法あるを修ゆるなくなるハ必天下の孔の奏を法奇
てなきの修者ハ主の為を捨ふ世間ハ見せ実ハ己の為を知
なきるを人道友をの拙なる侍ハ中なれの元ハ出入もせるを
政府ハ法府てなきの者ハ拙智をあらはしなき者をハ次第ふ
先ふものを為ふてもこふ孔有ふ又ハ己の拙を挙る

[illegible]ハ[illegible]を[illegible]ハ根を[illegible]ふる大多
中多[illegible]ハ心中ハ[illegible]ハ初り[illegible]多[illegible]滅[illegible]事[illegible]養[illegible]
逆[illegible]事を顧[illegible]涙を流して[illegible]ハ[illegible]ひさて根[illegible]
根[illegible]ハ[illegible]人初[illegible]の者[illegible]を
[illegible]を多[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]者[illegible]
修[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
出入仕[illegible]者を迎[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
秋多の悪事[illegible]用[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

天下を治むるものなり

一又。上意を彼法に帝ふこうして平ら治まるものは云ふ及ばざる法大石も奢侈き人家身の者ふも一人ふ國を亡ぼ奢侈き怪者を生ずる人を嫌ひたり子孫を以て人を天下騒動のなり

以故ふ陪臣自身を云ず家老の上の呂悪を日こふ申す事を家老をなすとなりまい天下をくくきふ故なり如何この也 も

以是慎まる事一叔家老の上の陪臣自身ハ正直なる侍を撰ぶ用ひ天下のかく自身ハ善悪の政を定む大事の人法なり

佐渡雅楽ふらく受け命角を以て天下の呂悪を家老を仕体し家老の呂悪を於軍ふつふ吟味をなすなり

役なり又主人の呂悪ハ家老を吟味一法云を中ハ定りなる道

家老をも予法に帝ふ来をの侍自身一時分ハ法度云廣ふ代

なりの者動の者を人屋ふ知りひをふ口を付くこふをつう称居

なるを想して主人修法を感言上するふ為て悪人を生ずる

附ハ一門家老を法をの来ふ入事身をいひ法侍も多捕をし

よさ。侍ハ押出下を武を多を門て出て法人何とん屋を遣し

彼怪者ハ初のつふ考て附を法を法を家ふ亡るものを彼法に帝

ひふこうして子孫の上を嫌ふ家ふ家老の事ハ日こ夜こふ吟ずるを

又家老の呂悪ハ籠なの法侍吟味し是を家老ふ告ずるなり

孫の遣なり就ても油断言上ふ為ふ侍ハ法人何事もいそぬ

をものを法人ふ親愛して是を分て在軍の多の上を拵ふ多

の上を在事の法を吟ふ及ばざる如なり悪事の法

有るハ是ハ学問をよ自分の強ちなる所為にて学問をして
なに何者ゝ云うるとて云ふを知（らず）して人倫を乱（す）事を
を改めようとて先の事ハ是も異なれども入事ハ法用ひ入さるハ
指よ太公望ゝ何ハ天下の目を欺き天下の心を
欺てたらんとて云ふ又大学ハ十指のさしの十目の見る所を
いえり論ずむの事也立人をもたらす侍家をもたらす
をもたらすの論人ハたゞ人世上の者を
遠ざるゝを物をいて是ハ論る時ハ天下を治め国を治ハ
ゝ世上の批判時の流行ものまて人を自改とて（一）さ是ハ
伝長育二日ハ討ものハ未童ハ家法ハ法ハ
四書五経ハ学問者ハ
事もよとゝ云ふ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
論の事ハ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
心ハ人ハ人を知ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
ゝ事ハ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
細ハ者の論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
を改ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
ゝハ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
ゝ

一事ハ家法を論ゝ論ゝ家法ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ
ゝ家ゝの所ハ自ゝ他法ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ論ゝ

當家の法ありをとりくゝむる事なくいつも事なき法を習る
附はたゝく新法ばかり能事有ともいにしへの古法を改るよりは
多ハ福如なるものを取て武家にハ武道育うち紀を
祈る世の事なれ附ハ我家風を忘れ万の秘とをしまれ
なのをうしなをものなれハ家質のごとく我名を忘れ
もるを大門第陸なとう万の秘ををしまれて三皇五帝も
日本の根本ハ武道の名利を果家を元一万を失て
一用本の用不用の用附用の根本として三の用ハ先用本の用
とは予ら家の姓源氏ハ新田徳川松平家ハ奥平水野
酒井阿部安藤井伊柳原ハ多門義名丹大久保戸田石川
土井青山東井酒井外一流ゝの氏ハ此ゝの子孫親分
生まれたるハ子ハ及ハ親ハ者ハ子用を勤ると用本の
用ハ又ハ親ハ林の外者ハ多ハ家を立ると
不用の用ハ又ハ子ハ子ハ附ハて何の用ハも立ざるとても
ハ家の名外ハ求る事なくまて伝云ハ功なき附ハ名と云ハ
又ハ外ハ子ハ者の子ハ者生まれる附ハ我家の貧と
ハて家を陽ハて事なハ者出まて俄ハ立ざる
ものを祈ハ者ハ人を拾ハ家を立ても立ざるもの
ハ外ハ子ハ家の侍ハ子の質と思ハ立ざる事を
ハて分ハる能家を持てゝ忠をなんとなるハ能人と
持ハ外別系なを不用の用なハ家ハ立ぬて伝又
附用の用ハ用本の内ハ能事ハ能人なる附ハ

海内をうち平らげ世を治むる者を求め出して用ゐるとなりそのもとを出さんとて立若小用らるる者ハ我智小言候ものなる人を撰び給ひ一人ハ武を振ひ給ひ一人ハ文を修ひ

雅楽大炊伯資之人ハ任官ハ[illegible]
之命ハ人を附ぬ事ハ大賞めさ[illegible]
附ぬを付家和を一篇ハ[illegible]
よりぬ譬の振集をなさんと[illegible]
なる事ハ元一て寺ら家と[illegible]
人ハ撥ハ明徒の仁育[illegible]
[illegible]ハ廣大なるふり[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ